

令和 7 年度

東広島市西高屋財産区特別会計

歳入歳出決算審査意見書

東広島市監査委員

(注)

1 金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。なお、端数処理により、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(1) 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。

(2) 表中の金額は、円単位又は千円単位で表示し、千円単位の場合は、原則として単位未満の値を四捨五入した。

2 上記以外の数値は、原則として整数で表示し、小数点以下の値を四捨五入した。

3 符号等の用法は次のとおりである。

「△」……………負数

「0」「0.0」……………該当数値がないもの又は該当数値はあるが、表示未満のもの

「－」……………該当項目がないもの又は算出不能なもの

東広監委第16号

令和8年9月16日

東広島市長 高垣 廣徳 様

東広島市監査委員	天神山 勝浩
同	五丁 和夫
同	北林 光昭
(公 印 省 略)	

決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和7年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

(西高屋財産区)

決算審査意見

第1 審査の対象

令和7年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算
令和7年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算書、
歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和8年7月31日から令和8年9月4日まで

第3 審査の着眼点

上記の歳入歳出決算書及びその附属書類は法令に適合して作成されているか、計数は正確であるか、かつ、予算の執行は適正であるか。

第4 審査の実施内容

市長から送付された歳入歳出決算書及びその附属書類の内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合することにより審査した。また、予算の執行状況については、例月出納検査の結果等を参考とし、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

なお、審査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 審査の結果

第1から第4までに掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも法令に適合して作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であるとともに、予算の執行はおおむね適正であることを認めた。

なお、歳入歳出決算及び審査意見は、後述のとおりである。

1 決算の状況

決算の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度	
			増減額	増減率
歳入	8,188,510	9,501,948	△ 1,313,438	△ 13.8
歳出	6,018,481	5,866,470	152,011	2.6
歳入歳出差引額	2,170,029	3,635,478	△ 1,465,449	△ 40.3

決算額は、歳入 819 万円、歳出 602 万円で、歳入歳出差引額 217 万円の全額を翌年度へ繰り越している。

歳入の内訳は、財産収入 155 万円、繰入金 300 万円、繰越金 364 万円であり、歳出の内訳は、議会費 351 万円、総務費 251 万円である。

2 財産の状況（令和8年3月末日現在）

財産の状況は、次表のとおりである。

区分	単位	令和7年度	令和6年度	対前年度増減
山林	m ²	1,174,894	1,174,894	0
土地（山林を除く）	m ²	1,514	1,518	△ 4
出資による権利	千円	10	10	0
基金	千円	75,000	78,000	△ 3,000
現金	千円	75,000	78,000	△ 3,000

土地は、4 m²を売却したことにより、当年度末現在高は、1,514 m²である。

基金は、現金を 300 万円取り崩したことにより、当年度末現在高は 7,500 万円である。

3 むすび

収支内容を精査され、経常的な収支状況の改善を図るとともに、効果的な財政運営に努めていただきたい。